

新規事業採択時評価の実施箇所について

個別採択を行っている事業

床上浸水対策 特別緊急事業

- 事業目的
被災後、通常生活への復旧に多大な労力を要し、大きな経済的・献身的負担となる床上浸水が頻発している地域について、早急に対策を講ずることにより、早期に慢性的な床上浸水被害を解消する
- 事業の内容
床上浸水被害が頻発している地域に関係する河川のうち、特に対策を促進する必要がある河川を対象として、治水手法の集約化、集中実施により、概ね5年間で再度災害防止対策を完成し、慢性的な床上浸水を解消

土地利用一体型 水防災事業

- 事業目的
洪水被害がたびたび生じているにもかかわらず、早期の治水対策が困難である地域において、早期の安全度の向上を図るため、土地利用状況等を考慮し、一層効率的・効果的な家屋浸水対策を行う
- 事業の内容
住家等の近年の浸水被害が著しい河川において、床上浸水被害等を解消するために行う輪中堤の築造や宅地の嵩上げ、河川沿いの小堤の設置、浸水防止施設、貯留施設の整備等を実施

総合内水 緊急対策事業

- 事業目的
河川管理者が河道整備や排水施設機能向上等の対策と、地方公共団体等が実施する土地利用規制・誘導策等の流域対策を重層的に実施することにより、総合的な治水対策の推進を図るもの
- 事業の内容
指定区間外の一級河川の流域における排水施設機能向上等の内水対策工事（排水機場、樋門等）

特定構造物 改築事業

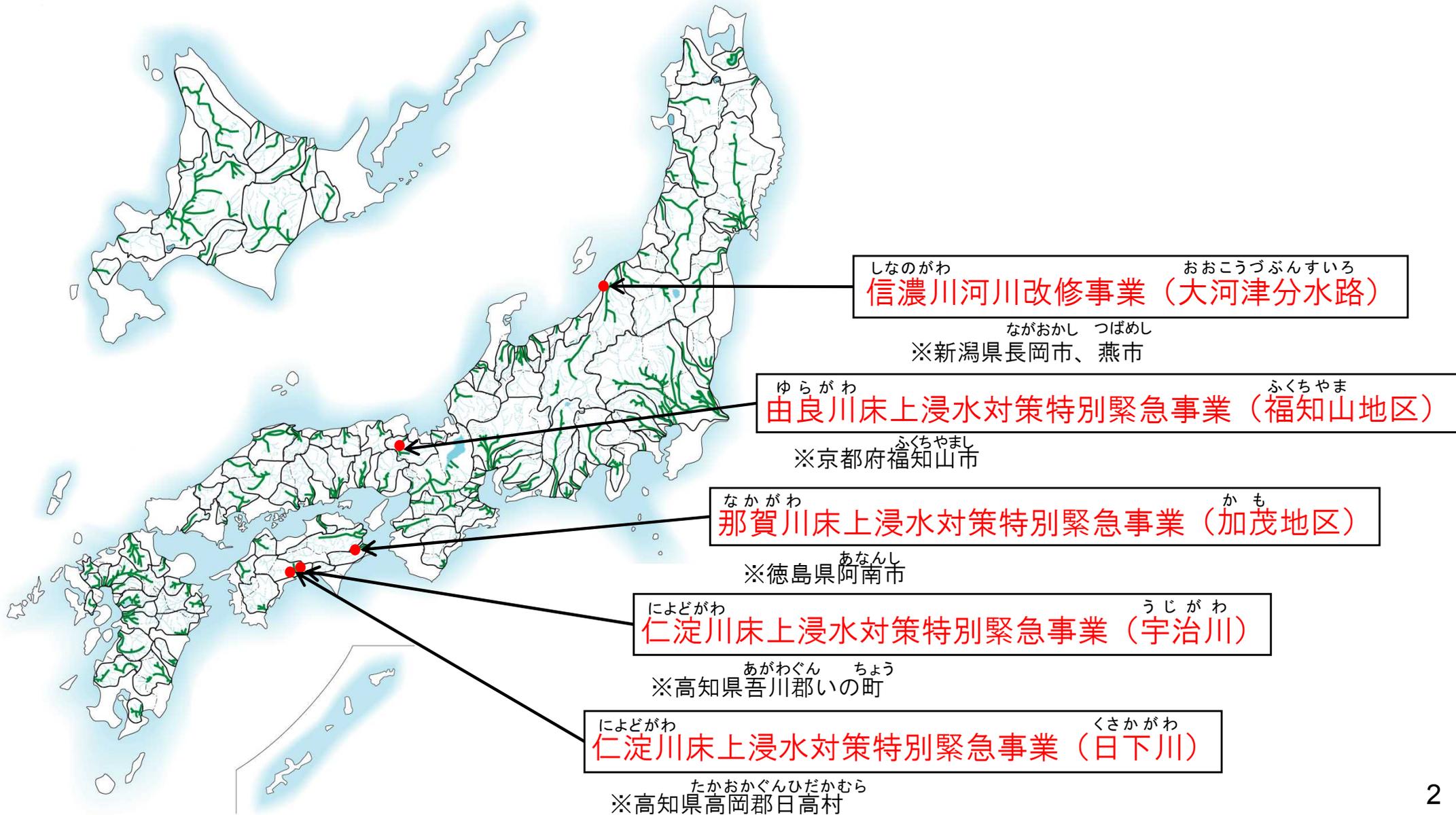
- 事業目的
既に耐用年数が過ぎている堰、水門等の大規模な老朽構造物及び河道計画に照らして著しく河積を阻害している橋梁、堰等の大規模構造物が全面的又は全面的に近い大掛かりな改築が必要となった場合、機動的、集中的な投資を行い必要な改築を行う
- 事業の内容
耐用年限の到来により老朽化が著しい大規模河川管理施設（排水機場、水門等）及び治水上河川阻害等の支障となっている大規模許可工作物（橋梁、堰等）の改築

一般河川改修事業 （大規模改良工事）

- 事業目的（一般河川改修）
洪水、高潮による災害の発生を防止し、河川を適正に利用し、さらに流水の正常な機能を維持するようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全を保持し、かつ公共の福祉を増進する
- 事業の内容
指定区間外の一級河川の改良工事のうち、大規模な工事（ダム、湖沼水位調節施設、導水路、放水路又は捷水路、遊水地、堰、床止め等）

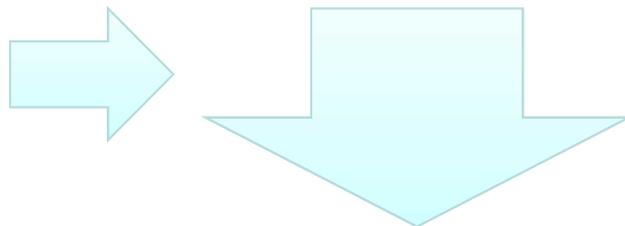
H27新規直轄事業候補箇所について

- 一般河川改修事業（大規模改良工事）：信濃川（大河津分水路）
しなのがわ おおこうづぶんすいろ
- 床上浸水対策特別緊急事業：由良川（福知山地区）、那賀川（加茂地区）、仁淀川（宇治川、日下川）
ゆらがわ ふくちやま なかがわ かも によどがわ うじがわ くさかがわ



河川整備計画に位置付けられている大規模改良工事

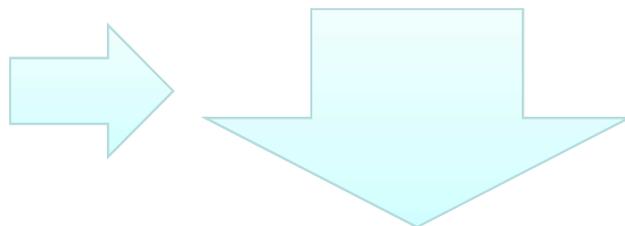
- 採択要件※を踏まえた事業内容の精査
- 上下流バランス
- 関係諸手続の進捗 等



- ※[大規模改良工事の要件]
以下に掲げる施設に関する工事でこれに要する費用が120億円を超えるものとする。
- ①貯留量800万m³以上のダム
 - ②湖沼水位調節施設
 - ③長さ750m以上の導水路、放水路等
 - ④面積150ha以上の遊水地
 - ⑤長さ150m以上の堰又は床止め

計画段階評価を実施済みの事業

- 検討の熟度
- 関係者との調整 等



平成27年度 新規事業箇所候補(一般河川改修事業(大規模改良工事))

信濃川水系信濃川(新潟県) 大河津分水路

床上浸水対策特別緊急事業の選定の考え方

床上浸水被害が頻発している地域に治水手法を集約化、集中的に実施し、慢性的な床上浸水被害を概ね5年間で解消する事業

過去概ね10年間で
延べ床上浸水家屋数が50戸以上
延べ浸水家屋数が200戸以上
床上浸水被害が2回以上

＜採択要件＞

過去概ね10年間の河川の氾濫による被害が以下に該当するもの
延べ床上浸水家屋数が50戸以上
延べ浸水家屋数が200戸以上
床上浸水回数が2回以上
内水対策として排水機場を整備する場合は、総合内水対策計画を策定し実施するものであること

計画段階評価を実施済みの事業

※河川激甚災害対策特別緊急事業、床上浸水対策特別緊急事業を実施中の河川を除く

○検討の熟度
○関係者との調整 等

平成27年度 新規事業箇所候補(床上浸水対策特別緊急事業)

由良川水系由良川(京都府) 福知山地区

那賀川水系那賀川(徳島県) 加茂地区

仁淀川水系仁淀川(高知県) 宇治川、日下川